

茨城県 令和6年度 第2四半期開講 求職者支援訓練実施規模

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構茨城支部

(単位:人)

		月別		7月		8月		9月	
		枠別		全県共有枠	地域優先枠	全県共有枠	地域優先枠	全県共有枠	地域優先枠
訓練の種類	分野	地域別(管轄安定所)							
基礎コース (01)	基礎 (00~20)	県央・県南	水戸・笠間・常陸大宮 土浦・常総・石岡・龍ヶ崎	71				0	
		県北	日立・高萩					26	
		鹿行	常陸鹿嶋					26	
		県西	筑西・下妻・古河					0	
		うち、新規枠						36	
基礎コース小計								123	
実践コース (02)	デジタル系	IT(02)	県全域					39	
		デザイン(Web系)(11)	県全域					13	
	営業・販売・事務 (03)	県央・県南			39	0	39	0	0
		県北・鹿行・県西							
		うち、期間緩和コース及び特例訓練実施分							
	医療事務(04)	県全域							13
	介護・医療・福祉(05)	県全域							68
		うち、期間緩和コース及び特例訓練実施分							39
	その他 (上記以外の分野)	県全域							39
		うち、期間緩和コース及び特例訓練実施分							13
うち、新規枠								99	
実践コース小計								330	
合計								453	

注)グレーの網掛け部分は複数月間の定員です。(例:3か月間で15人の定員枠)

・「営業・販売・事務」分野、「介護・医療・福祉」分野、「その他(上記以外の分野)」の欄にある「期間緩和コース及び特例訓練実施分」とは、主として「就職氷河期世代への支援のための期間緩和コース」及び「新型コロナウイルス感染症による雇用への影響が長期化する中、シフトが減少したシフト制で働く方などが、仕事と訓練の受講を両立しやすい環境整備を図り、今後のステップアップに結びつけられるよう、令和6年3月31日開講分までの措置として設けられたコース」(短期間・短時間特例訓練)になります。(※注記参照)  
 ・短期間・短時間特例訓練については、専用枠がない分野も実施することが可能です。  
 ・介護・医療・福祉分野及び医療事務分野の通常コースにおいて、期間緩和コースを実施することも可能です。

注記 令和6年3月31日までの時限措置となっている。①介護分野等に係る職場見学等奨励金の上乗せ措置、②短期・短時間特例訓練、③オンライン訓練(同時双方向型)の通所要件の緩和、④eラーニングコースの訓練時間の緩和等の期限を延長するためには、別途、厚生労働省での諸手続き等が必要となることから、それまでの間は認定申請を受け付けることができません。令和6年度における受付可否については、決まり次第別途公表いたします。

【★R6.3.21追加】

上記(注記)の①、③は、令和6年度末まで延長になります。②については、令和5年度末で終了になります(令和6年度の募集はありません。)。上表中にある「期間緩和コース」とは、令和2年7月以降開講科から適用になっている「就職氷河期世代支援プログラム」等に基づく求職者支援訓練におけるコース設定の要件緩和等を指します。(ア)就職に直結する資格を取得できる特定の訓練コース(介護、医療等)の実践コース(2か月訓練)、(イ)非正規労働者等の在職中の方や育児・介護中の方など受講にあたって訓練時間に特に配慮を要する者を対象とした短時間訓練(1日あたり原則3時間以上6時間以下、1か月あたり80時間以上の訓練)

- ※1. 認定単位期間は、四半期とします。
- ※2. 1訓練科の申請定員は15名までを原則とします。ただし、認定単位期間ごとの定員の上限については、余剰定員に応じて茨城労働局と機構茨城支部との協議により決定するものとします。(※協議の結果、令和6年度の申請定員は「13名まで」とします。(下限は、8名になります。))  
 なお、余剰定員の範囲内ではありますが、応募状況により定員変更(増員)が可能な場合もあります(※認定基準を満たす場合に限り)ので、申請時にその旨を申し出てください。(定員変更(増員)を確約するものではありませんのでご注意ください。)
- ※3. 原則として、1実施機関について選定される訓練科は、認定単位期間内に2科までとします。(ただし、※10までの選定後、余剰定員がある場合はこの限りではありません。3訓練科以上の申請については、優先順位を付けてください。複数の実施機関から3訓練科以上の申請があった場合は、同位の優先順位毎に選定します。余剰定員がない場合で新規枠と実績枠が競合した場合は、新規枠を優先します。)
- ※4. 新規参入枠は、認定単位期間毎の定員に対し、基礎コース30%、実践コース30%を上限とし、認定単位期間内の各コース各分野の全県共有枠の内数とします(全県共有枠に計画定員のある月の申請が優先されます。)
- ※5. 地域優先枠とは、以下のとおり県内を5地域に分割し、多数の地域から認定申請があった場合に、その地域を優先するというものです。  
 なお、当該地域から申請が無い場合、又は余剰定員が生じた場合は、同一認定単位期間の同分野の全県共有枠へ振替えることがあります。  
 ・県央地域 : 水戸・笠間・常陸大宮公共職業安定所管轄の地域 ・県北地域 : 日立・高萩公共職業安定所管轄の地域  
 ・県西地域 : 筑西・下妻・古河公共職業安定所管轄の地域 ・県南地域 : 土浦・常総・石岡・龍ヶ崎公共職業安定所管轄の地域  
 ・鹿行地域 : 常陸鹿嶋公共職業安定所管轄の地域
- ※6. (1)基礎コースで選定又は認定されなかった余剰定員は、同一認定単位期間の同分野の他の月への振り替え、又は次期認定単位期間以降の同分野の全県共有枠の定員に繰り越す場合があります。  
 (2) 実践コースの「デジタル系」で余剰定員が生じた場合  
 ・同一の認定期間において、「IT分野(02)」、「デザイン(Web系)分野(11)」のどちらかで余剰定員が発生した場合は、「デジタル系」内で振替えることがあります。この場合、通常コースと期間緩和コース及び短期間・短時間特例訓練の区別なく振替えることがあります(選定等の結果、デジタル系に残余が生じる場合は、次項(3)と同様の取扱いとします。)  
 (注)「デジタル系」とは「IT分野(02)」と「デザイン分野(11)のうち、Webデザイン系の職種」を合わせたものになります。  
 (3)選定又は認定されなかった実践コースのうち、営業・販売・事務(03)医療事務分野(04)介護・医療・福祉分野(05)の余剰定員は、同一認定単位期間の「その他」分野(「営業・販売・事務分野」等を含む)に振替え、次期認定単位期間以降の各分野の全県共有枠の定員に繰り越す場合があります。また、「その他」の分野の定員が選定又は認定されなかった場合には、同一認定単位期間の営業・販売・事務分野(03)に限り振り替え、次期認定単位期間以降の同分野の全県共有枠に繰り越す場合があります。  
 (注1)「期間緩和コース(就職氷河期対策コース)」及び「短期間・短時間特例訓練」について  
 ・当該枠に余剰が生じる場合、同一認定単位期間の同分野の通常コース及び他分野へ振替えることがあります。  
 ・当該枠に不足が生じる場合で、通常コースに余剰がある場合は、当該枠に振り替えることがあります。  
 ・当該枠の選定においても「新規枠」、「地域優先枠」の順で選定することとします。  
 「新規枠」、「地域優先枠」の申請が無い場合は、余剰定員として実績枠に振替えることがあります。  
 (注2)認定単位期間において、「短期間・短時間特例訓練」の受付ができない場合に、当該訓練分の計画定員に余剰が生じた場合  
 ・同分野の通常コース及び他分野へ振替えることがあります。
- ※7. ※6までの選定後、余剰定員が生じた場合は、コース毎に新規枠に振替えることがあります(同一認定単位期間の新規枠の計画定員を超えることがあります(原則、年間の新規枠の計画定員を超えることはできません。なお、同一申請単位期間内で実績枠の設定数に対する認定申請が当該実績枠の上限を下回る場合は、当該実績枠の残数を当該申請対象期間内の新規参入枠とすることも可能であること。))。
- ※8. 計画定員以上の申請があった場合は、必要に応じて定員の調整をお願いすることがあります。
- ※9. 選定後の認定単位期間内の余剰定員及び中止訓練科の定員は、同年度内の次期以降の訓練実施規模の調整段階において、同コース・同分野の全県共有枠に繰り越すことがあります。
- ※10. 認定コースの定員が少なかった場合の繰り越しや中止コース等の余剰定員について、第3四半期および第4四半期においては、基礎コースと実践コース間の振替や、実践コースの他分野への振り替えも可能とします。
- ※11. 新規参入奨励コースは、次の分野になります。選定方法は、上記に準じます。  
 ・デジタル系: IT分野(02) ・デジタル系: デザイン(Web系)分野(11)  
 ・医療事務分野(04) ・介護・医療・福祉分野(05)  
 これらの分野については、人手不足が深刻な分野(介護)、今後成長が見込める分野(医療、デジタル系)として、申請を勧奨するものであること。ただし、これらの分野の「新規参入」を勧奨するものの、認定を確約するものではありません。